

令和5年度「カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー生産性向上講座」
事業実施業務委託仕様書

1 事業の目的

「カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー生産性向上講座」事業実施業務（以下、「本業務」という。）は、カーボンニュートラル（以下、「CN」という。）実現に向けて、企業におけるCO₂排出量の把握と削減が求められる現下の事業環境に対応するため、県内ものづくり中小企業等を対象に、CN対応の重要性とデータに基づくエネルギー生産性向上の手法について学ぶ人材育成講座を実施することで、県内ものづくり企業の競争力強化を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

「カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー生産性向上講座」事業実施業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和6年2月29日(木)まで

(3) 委託内容

CN対応の重要性とデータに基づくエネルギー生産性向上の手法について学ぶ人材育成講座の運営と講座運営に付随する一切の業務を行うこと

(4) 講座の内容

ア 対象者

CN対応とデータに基づくエネルギー生産性向上の手法について学ぶ意志がある県内ものづくり中小企業等 20社以上（各社2名程度）

なお、受講企業が20社を下回る場合、三重県は契約金額の減額変更の協議を行う場合がある。

イ 手法

講義（座学）と実習（ハンズオン）を組み合わせた講座を、原則として三重県内において対面方式にて6回程度実施

ウ 講座の内容

① カーボンニュートラルの実現とデータに基づくものづくりの変革

カーボンニュートラルを実現するため、データに基づくCO₂排出量の把握やエネルギー生産性の向上、データに基づくものづくりの変革等について解説すること。

② データの集め方・見方・扱い方

データの集め方・見方・扱い方について、製造現場に取り付けるセンサーの

選定や使用方法等を含めて解説すること。解説にあたっては、受講企業の自社事業所に工場の稼働状態や使用電力等を可視化する機器（簡易式 IoT システム）を実装してデータを収集する、あるいは作業日報等の既存データを活用するなどして、受講企業の実データに基づいたデータ解析を行う実習（ハンズオン）の手法を採り入れること。実習にあたっては、各受講企業に対する十分なサポート、フォローアップを行うこと。

なお、簡易式 IoT システムを実装して実習を行う場合には、受講企業の中から 4 社程度を代表として選定し、伴走型の現場指導等を行う手法も可とする。この場合においては、①から④までの内容を含む全体向けの講義を 1 回以上実施するとともに、現場指導等のプロセス及び成果等を他の受講企業に展開するための講義を 1 回以上実施することで、(4)イの 6 回程度の要件を満たすものとする。

③ 社内体制構築・運用

社内においてエネルギー生産性向上を推進するための体制構築、ロードマップの作り方、経営層又は現場作業者の理解を得るための社内コミュニケーション等について解説すること。

④ 事例紹介

データに基づくエネルギー生産性向上について、先進的な事例を紹介すること。

⑤ 受講企業のフォローアップ

受講企業からの質問・相談等に対して、随時、フォローアップを行うこと。

⑥ 受講企業間の交流促進

講座内での意見交換、ワークショップ、チャットツールの活用等により、受講企業間の交流を促進すること。

エ 講座に関する留意事項

- ① 委託契約締結後、講座開講までの間に、委託者と協議のうえ、各講座の概要、目的、手法、時間割等をまとめたカリキュラムを作成し提出すること。また、カリキュラムに変更が生じた場合は、適宜、委託者と協議のうえ承認を得ること。
- ② 講座で用いる教材を作成し、受講企業に配布すること。
- ③ 講座の回数と 1 回あたりの時間数は、学習効果と受講者の負担のバランスを考慮して提案すること。
- ④ 実習の内容は、受講企業が保有する装置や機材等からのデータの取得、収集、蓄積、分析の一連の流れを体験できるものとする。なお、簡易式 IoT システムなどの測定用機器を使用して実習を実施する場合は、機器を使用して測定できる内容や機器の使用に伴う必要な諸条件等について十分に説明の

うえ、受講企業から同意を得ること。

- ⑤ 実習に必要な機器やソフトウェアは、実装可能なものから選定し、受託者が手配すること。また、データ蓄積のため一定期間運用すること。実習で使用するデータは、委託者と協議のうえ決定すること。
- ⑥ 講義を行う講師の他、必要に応じて TA（ティーチングアシスタント）を手配し、受講企業のサポート等を行わせること。
- ⑦ 各講座終了後、アンケートを実施すること。また、アンケートの結果はその後の講座に反映させ、講座の改善や学習内容の定着促進に努めること。
- ⑧ 講座案内のチラシデータの作成及び受講企業の募集を行うとともに、申込フォームを作成するなどして、参加申込を受付・管理し、受講企業への開催通知その他事務連絡を行うこと。
- ⑨ 講座は、原則として、委託者が指定する三重県内の会場（四日市市内を想定）において対面方式で実施すること。ただし、現場見学や受講企業での現地指導の実施等特別な理由がある場合はこの限りではない。

オ その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者との協議により決定するものとする。

3 納品物件

以下の電子データ 1 部及び印刷物 1 部を提出すること。

- (1) 講座カリキュラム(提出時期：開講前まで)
各講座の概要、目的、手法、時間割等をまとめたカリキュラムを提出すること。
- (2) 講座で使用する教材
本業務で作成したテキスト及び説明資料等
- (3) 業務完了報告書(提出時期：令和 6 年 2 月 29 日(木)まで)
本業務の総括を行い、業務完了報告書を作成、提出すること。
- (4) その他
事業実施にかかるその他関係資料等

4 納入場所

三重県津市広明町 13 番地
三重県雇用経済部新産業振興課

5 納品期限

令和 6 年 2 月 29 日(木)

6 業務実施上の条件

- (1) 本業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講企業から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の一社に偏ることがないように配慮するものとし、講座実施中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者又は従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則がある。
- (4) 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託者は、何人に対しても委託期間中又は委託期間終了後を問わず、業務上知り得た本業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本業務のスケジュールについては、事前に委託者の承認を得ること。
- (7) 打合せの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても委託者に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、委託者の要求に基づき仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (10) 受託者が(9)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (11) 本業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第 7 条第 2 項(合理的配慮の提供義務)に準じ、適切に対応すること。